
研究論文

フランス植民地支配下のカンボジア人地方知事イア・カウ

Ea Khau, A Cambodian Governor under the French Colonialism

北川 香子^{1)*}

Takako KITAGAWA^{1)*}

Abstract

This paper describes the career of a Cambodian governor *Ea Khau* under the French colonial rule, in detail as much as possible, to reconsider the general understanding of history about the colonial period which rarely recognizes Cambodians as the leading actors. It is often said that the majority of the officials in Cambodia at that time were Vietnamese fluent in French, and little study has been done on Cambodian (Khmer) sources despite the fact that most information was exchanged through the documents written in this language throughout the country. The records relating to *Ea Khau* show that it was not the Vietnamese officials but the Cambodian mandarins who mediated between the French colonial government and the villagers whose majority were Cambodians, and that the French colonial rule could effectively function only by parasitizing on the traditional organization of the kingdom of Cambodia. The French colonialism transformed the traditional mandarin system gradually into something like a modern bureaucracy, and new patron-client relationships were established between French colonial officials and Cambodian officials, because the former tended to favor someone they thought to be useful for their own duties and the evaluation by the former influenced the promotion of the latter.

Key words

フランス植民地支配、カンボジア人地方官、カンボジア国立公文書館
French colonial rule, Cambodian local government official, National archives of Cambodia

¹⁾ 順天堂大学国際教養学部 (Email : kitagawatakako@mbr.nifty.com)

* 責任著者 : 北川 香子

[August 30, 2017 原稿受付] [January 29, 2018 掲載決定]

1. 序論

カンボジア近現代史において最も重大な出来事は、ポル・ポト政権 (1975～79年) によって、百万人単位の国民が犠牲となったことである。同政権下で排除すべきとされたのは、西洋的・近代的な豊かさで、高度な教育を受けてこれを享受していた人々、主に都市生活者が粛清の対象となった。ゆえに1990年代半ばから、国際社会の援助による本格的な復興過程が開始されると、あらゆる分野での「人材の養成」が急務とされた。

カンボジアにおける近代化は、「文明化の使命」という名目のもと、フランスがカンボジアを保護国としていた時代に推進された。植民地期のカンボジア人 (クメール人) は、概ね、「怠惰」で「従順」な、被支配者の「農民」として叙述されてきた。一方行政の主たる担い手は、フランス語能力を利して採用された多数の「ベトナム人官吏」で、これが独立後のカンボジアに反ベトナム・ナショナリズムを生み出す1要因となったといわれている (Chandler, 2008, pp.167-185)。経済的な利権もまた、新たに都市に流入してきた中国人商人が掌握していたと考えられてきた。ポル・ポト政権下での破壊の根底には、このような、都市文化に代表される近代的な諸々の事象は、外から押しつけられた、非カンボジア的なものであるという認識、カンボジア人は本源的に農民で、被支配者として抑圧されてきたという認識がある。

能動的な歴史の担い手がカンボジア人ではなかったという先入観のために、植民地期はカンボジア史の1時代として積極的に評価されておらず、研究する者も少ない。実際には、カンボジア王権は植民地期を通じて存続し、プノム・ペンの国立公文書館には、フランス語だけではなく、多数のカンボジア語 (クメール語) 文書が残されている。ここに、それらを作成したのは誰なのかという疑問、そもそも被支配者である農民の圧倒的多数がカンボジア人という状況で、文化的背景を異にするベトナム人官吏がど

のようにして彼らを統治していたのかという疑問が生じてくる。植民地期カンボジア社会のイメージを見直すためには、手つかずのまま残されているカンボジア語文書史料を解読し、実証的な研究を蓄積していかなければならないが、現時点では網羅的な人名録なども作成されていないため、十分な精度をもって、平均的な現地人官吏・官人像を想定し、それが変容していく過程を考察することは難しい。そこで筆者は、史料が比較的豊富な個人を選び、その出自や教育歴・職歴、フランス植民地当局や現地住民との関係を可能な限り明らかにし、それを具体的に描き出すという方法を試みることにし、先論では地方の理事官府で勤務したカンボジア人書記通訳官リー・サム *Ly Sâm* を取り上げた (北川, 2016)。

本稿では20世紀初頭のフランス人植民地官吏による報告書類に、有能な地方知事としてしばしば名前が挙げられている、イア・カウ *Ea Khau* という人物を取り上げる。まず第2章でイア・カウの出身地、両親の地位、教育歴、職歴さらに上長の評価など基礎的な情報を呈示する。第3章では、知事時代の彼に対する訴訟事件を通して、カンボジア人地方知事と地域住民、フランス人植民地官吏の関係を考察する。続く第4章では、地方知事の人選と、彼らが各地を転勤していく際の具体的な状況を明らかにする。最後の第5章では、イア・カウの息子で同じく地方官人となったサム・オク *Sam Ok* に触れ、イア・カウが彼にどのような将来を望み、どのような教育を与えたか、イア・カウの地位や人脈が彼の任官や昇進にいかに関与していたかを考察し、さらに職務に関連するサム・オク自身の訴状から、サーラー・カエト *Sala Khet* (地方役場) 内の勤務風景を具体的に描き出していく。

主な史料は、プノム・ペンの国立公文書館が所蔵する、イア・カウに関連する文書160点以上を収めた個人ファイル RSC-20317 と、サム・オクに関連する文書60点以上を収めた個

チャーム地方内)、コムポン・シエム *Kompong Siem* 地方 (現コムポン・チャーム地方内)、サムラオン・トン *Samrong Tong* 地方、トリアン *Tréang* 地方 (現ター・カエウ *Takéo* 地方内) で従軍した。1887年1月には、コムポン・チナン *Kompong Chhnang* 基地の責任者となった。反乱の沈静化後、1888年8月からポーサット *Pursat* 理事官府、1892年からコムポン・トム *Kompong Thom* 理事官府に通訳として勤務した。1893年4月に休息のために退職した後、1895年3月にター・カエウ理事官府の通訳として復職し、1896年9月からコムポン・トム理事官府、1897年11月からプレイ・ヴェーン *Prey Veng* 理事官府で勤務した。この間、王国中央部を広く異動して回っている。

その後、1899年6月30日に就任したチューン・プレイ *Choeung Prey* (現コムポン・チャーム地方内) 知事を皮切りに、1908年2月15日からシソポン *Sisophon* 知事、1913年7月31日からトボーン・クモム *Thbong Khmum* 知事、1915年9月27日からコムポン・シエム知事²⁾ を歴任し、1920年4月9日付インドシナ総督令 1052 番で定年退職した³⁾。知事への任命は王令によってなされ、チューン・プレイ知事としてオクニャー・ペチ・デチョー *Péché Déchoû*、シソポン知事としてオクニャー・ソリスック・サオポアン *Sorisak Sophon*、トボーン・クモム知事としてオクニャー・アーチューン *Archoun*、コムポン・シエム知事としてオクニャー・モントレイ・ペアッカデイ *Montrey Phéakdey* というタイトルを与えられている。1907年にシヤムから「返還」されたシソポン以外は、前植民地期から継続する、各地方知事の伝統的なタイトルである。このシソポンのみが王国の北西端に位置するが、それ以外は全て、彼の出身地と同じ、コムポン・チャーム理事官の管轄区域内にあった。とくにコムポン・シエム地方の中心地は、理事官府が設置されたコムポン・チャームの町にあたる。それ以外のチューン・プレイ、トボーン・クモム、シソポ

ンは、国境や森林地帯と接する辺境で、最も治安が悪いとされていた地方である。彼の財政状況は「普通」、評価は「聡明」、「精力的」、「献身的」などとされている。1918年時点で金メダル、銀メダル、カンボジアの5等勲章、アリアンス・フランセーズのメダル、マルセイユ博覧会銀メダル、公教育功労4等勲章、モニサラポン *Monisaraphon* 勲章、カンボジアの4等勲章、2級名誉金メダル、レジヨン・ドヌール5等勲章、カンボジアの3等勲章を獲得していた。

3. イア・カウに対する訴訟事件

同じく RSC-20317 には、①ポーサット理事官府通訳であった1895年⁴⁾、②チューン・プレイ知事であった1900～01年、③1903年⁵⁾、④シソポン知事であった1913年⁶⁾、⑤トボーン・クモム知事であった1915年⁷⁾ に発生した、彼に対する訴訟文書類が含まれている。とくに②の文書群からは、当時の知事の職務の大きな比重を占めていた、地方における犯罪・係争の処罰・調停や、知事と地方住民、フランス植民地行政府 (理事長官・理事官)、カンボジア王国行政府 (大臣会議 *Conseil des Ministres*、カンボジア語史料でコンセイ *Kongsei*) との交渉の具体的な様相が判明する。

3.1. 1900～1901年の訴訟 (②) の経過

1900年10月5日付でチューン・プレイ地方ソレン *Sorén* 村在住のニエイ・チュム *Néai Chum* から (*fi*)⁸⁾、1901年1月24日付で同地方スラー・マー *Srâmâ* 村在住のニエイ・メーク *Mék* から (*ko, fi*)⁹⁾、コムポン・チャーム理事官宛てに、知事と地方官人が共謀して、罪を犯した人々から銀を徴収し、庫に納めずに着服しているという訴状が送付された。原告の名に付された「ニエイ」は「長」を意味し、一般的な村民ではないことを示している。

7月8日付の大臣会議から理事長官宛書簡 523 番 (*ko, fi*) によると、理事長官府経由で訴状を受け取った大臣会議は、1月25日付でイ

ア・カウの職務を一時停止してプノム・ペンに召還し、彼自身と部下の官人たちから聞き取り調査をし、さらにアチニャー・カンダール *Acña Kandal* と呼ばれる調査官を現地に派遣して、銀を支払ったという人々から聞き取りをした。大臣会議の審問に対し、イア・カウは一貫して容疑を否認した。チュムが名指した官人のうち、セレイ・アクサー・キム *Sérey Aksá Kim* は、2件の事件で2人から銀8ナエン *Naen* (1ナエンは378g)を受け取ったことを認めたが、知事に渡してはいないと答えた。さらにスマエン *Smien* (書記)のロス *Ros*、ヴォンサー・ウテイ・メイ *Vongsa Outey Mey*、メー・スロック *Mésroc* (村長)のソック *Sok* とヨック *Yok* は、銀を徴収せよという命令を受けたことも、銀を受け取ったこともないと答えた。メークが名指した官人のうち、メー・スロックのロス *Ros* は、1人から13\$ (カンボジア語でリエル *Real*、フランス語でピアストル、\$はその略号)を徴収して知事に送り、知事はこれを受け取ったと答えた。メー・スロックのソックとヨック、ブラック *Prac*、スマエンのバヴァー・モック *Bává Mok* は、銀を徴収せよと命じられたことはないと答えた。イア・カウと部下の官人たちは、証言書類に署名し、官印やトナン・ダイ *Thnang Dai*¹⁰⁾を付した。しかしその後、チュムの訴状中の3件に関して、メー・スロックのソックとスナーン・ケオ *Kéo* が、知事の命で5人から銀10ナエンを徴収したことを認めた。メークの訴状中の8件に関しても、メー・スロックのヨック、ブラック、ソックとバヴァー・モックが、知事の命で9人から銀13ナエンと28\$を徴収したことを認めた。さらに彼らは、先の偽証は、知事を恐れたためであると弁明した。

イア・カウは、部下の官人たちが証言を翻した経緯を、6月28日付の理事長官宛書簡 (*ko, fi*) で、次のように説明している。大臣会議から罰金を科されることを心配したスナーン・ケオが、6月25日にイア・カウのもとを訪れ、罰金が科された場合には、その半額を支払って

ほしいと言った。イア・カウが「私は何も支払わない、何の話も知らないからだ」と答えると、ケオは、メー・スロックたちとともに書簡を作成して大臣会議に訴えたと脅した。ケオとメー・スロックのヨック、ソック、ブラック、バヴァー・モックは、27日付で先の証言を翻す書簡を作成し、大臣会議に送付したが、ケオがイア・カウのもとを訪れた際に、「その場において聞いていた」証人がいる。また先の審問では、彼らは自らの意思で証言し、書類に署名しており、イア・カウによる示唆はない。

大臣会議は8月3日の第45回会議で (*fi*)、2頭の牛を盗んだ罪で告発されたスオス *Suos* から銀2ナエン (30\$相当)を徴収した件、メー・スロックのロスから王の誕生日の祭の費用として13\$を奪った件¹¹⁾が、それぞれスオスとイア・カウの宣誓の上での証言によって確認されたとし、前者について30\$の倍額の罰金と、後者について裁判費用を含む49.75\$の罰金をイア・カウに科すこととした。それ以外の事件の一部に部下の官人の有罪を認め、処罰することとした。さらに4件の告発が誤りであったとして、原告2人に罰金を科し、その一部を損害賠償として知事に与えることとした。また理事長官に配慮して、イア・カウの処分を「身上書に記載した上で譴責」にとどめ、チューン・プレイ知事に復職させることとした。

3.2. 訴えに関与した下級官人たち

イア・カウとコムポン・チャーム理事官は、それぞれ1901年3月11日付 (*ko, fi*) と7月9日付 (*fo*) の理事長官宛書簡で、チュムとメークの告発の背後には、バラットのルオン *Luong*・セーク *Sék* がいると記している。また1900年12月27日付の大臣会議から理事長官宛書簡387番 (*ko, fi*) には、チュムが病気を理由に、弟のルオン・オサー・ルケット・ディン *Ossa Rukhét Din* を代理人とした旨が記されているが、個人名ディンの前の「ルオン〜ルケット」は、下級官人のタイトルである。

ディンが 1901 年 7 月 29 日付で理事長官宛に送った書簡 (*ko, fi*) には、彼が事件の詳細を把握していること、彼自身も官人であり、王令によって、官人には給与が与えられる代わりに収賄が禁じられており、5 \$ 以上の収賄が判明した場合には、罰金と免職が科されると認識していること、実際に収賄の罪で免職された知事、バラット、ヨークバット *Yoksbat* (地方官職の 1 つ)、ソピエ *Sophéa* (裁判官) を多数見てきたこと、法律と王令に違反するので、イア・カウを知事に復職させないでほしいことが記されている。末尾にはディンの名と官印が付され、「銀の主」としてチャウ *Chau*¹²⁾・スオス、チャウ・マウ *Mao* の名が記されている。

3.3. チャウ・スオスの贈賄事件の詳細

イア・カウは 1901 年 8 月 1 日付の理事長官宛書簡 (*ko, fi*) で、大臣会議が処罰の対象とした、スオスによる 2 ナエンの贈賄は、「訴状に記載されておらず」、「誰も訴えていない」と主張した。チュムの訴状には、1900 年 8 月にブン・ナーイ *Bôngnay* 村のチャウ・ミエス・スラー・カパス *Méas Srá Kapas* がトムポー *Tompor* 村のチャウ・スオスに牛 1 対を盗まれたと訴えた際に、スオスは抗弁しようせず、知事に「銀 1 ナエン」を渡して釈放されたことが記されている。イア・カウの書簡では、アチニャー・ルオンの聞き取りの際に、スオスが「1 ナエン」を「2 ナエン」に訂正したとし、以下のように経緯を説明している。1900 年 4 月と 6 月に、コムボン・チャーム理事官のロラン *Lorin* から、書簡 84 番と 120 番で、水牛・牛の窃盗犯として、スヴァーイ・アーレアク村 *Phum Svai Aréak* のアー *A*¹³⁾・ヨス *Yos* とアー・マウ *Mao*、トムポー村のアー・サエム *Sém* を捕えるよう命じられた。しかしサエムはトムポー村のスオスの家にいたため、捕えることができず、逃亡されてしまった。その後、スレイ・サントー地方ルセイ・スロック村のセーニー・カエン *Seney Khéng* がイア・カウを訪れ、スオスにサエムを捕らえさせ

てほしいこと、スオスからイア・カウへの 1 ナエンと、カエンへの 1 ナエンの計 2 ナエンを委ねられたことを伝えた。イア・カウは銀をスオスに返すよう指示し、必ずサエムを捕えるよう命じた。その場には、「知り、聞き、見ていた証人」がいる。

コムボン・チャーム理事官は、8 月 7 日にセーニー・カエン、8 日にアチニャー・カンダールのネアク *Neak*・オクニャー・リッティルン・ペアッカデイ *Ritthirung Phakdei*・バラット、13 日にスオスを召喚して聞き取り調査を行った。

セーニー・カエンの証言 (*ko*) では、トムポー村のチャウ・スオス、ニエン・キム *Kim* と、トラペアン・アンチャン村 *Phum Trapeang Ancañ* のチャウ・ミエスのあいだで争いがあり、スオスがミエスの牛を盗んだと告発された。そこでスオスはカエンのもとを訪れ、彼を銀 2 ナエンでスマークデイ *Smakdei* (弁護人) として雇った。カエンはこの銀を全て自分自身の利益のために費やし、知事はもとより、バラット、ヨークバット、ソピエにも送っていない。したがって知事に 2 ナエンを渡したというスオスの証言は、事実と反している。証言の末尾には、カエンのサインが付されている。アチニャー・カンダールの証言 (*ko*) も同様で、「セーニー・カエンがこのように答えたとき、チャウ・ポニエ・スラエン・リエチエ・プラエン *Cau Poñea Sraen Reacea Praeng* が聞いていた」として、彼のサインと官印の後に、セーニー・カエンとポニエ・スラエンのトナン・ダイが付されている。

スオスの証言 (*ko*) はより詳細で、村長や知事に「賄賂」を贈り、調停を依頼する現場の風景が、臨場感をもって描き出されている。スオスはトラペアン・アンチャン村のミエスから牛を盗んだ罪で訴えられ、サーラー・カエトに召喚され、サエムの捜索を命じられたが、彼を見つけれなかったため、家に帰された。家に着くと、妻から、メー・スロックのオク *Ok* が知事の命令でスオスを捕らえに来たことを聞かき

れた。スオスは恐れ、知事に贈るために銀1ナエンをメー・スロックに渡した。さらにスレイ・サントー地方のオー・クサチ村 Phum O Ksac (ルセイ・スロック村の隣) までくだり、セーニー・カエンにスマークデイになるよう依頼した。このときカエンは、まず自分が知事の家を訪れて話をし、その2日後くらいにスオスの家に行くので、それから知事の家へ挨拶に行き、銀2ナエンを贈るよう指示し、スオスを家に帰した。その後スオスは、メー・スロック・オクから銀1ナエンを返してもらい、賃金としてカエンに渡した。さらに豚1頭を殺し、豚の腿肉1つとアヒルの卵5個、銀2ナエン、腰帯を盆に載せ、セーニー・カエン、クララーペアス・コツ Kralapeas Koh、チャウ・キム Kim とともに、東モアト・スヴァー Moat Svar にある知事の家へあがった。知事は北側に座って、「スオス、お前を捕えて鎖につなぐ」と言った。カエンはスオスを知事の家からさがらせ、家の前のスラッ Srah (池) で待つよう言った。やがてカエンが知事の家からおりて来て、知事がスオスを解き放ったこと、ミエスの代わりに2\$、スオス自身の分として2\$の計4\$の訴訟費用をスオスが支払うことを告げた。スオスは知事が2ナエンを取るところは見なかったが、銀を載せた盆を知事の前に置いたときに、カエンらが同席していた。その4日後、スオスが「私の件はどうなりましたか」と聞きに行くと、知事はミエスのもとに行き、話し合うことと、訴訟費用4\$を支払うことを指示した。スオスはミエスと会おうとしたが、ミエスは子どもが病気で忙しく、会えないまま、知事がプノム・ペンに連れて行ってしまった。証言の末尾にはトナン・ダイが付されている。

3.4. 理事長官とコムポン・チャーム理事官の関与

イア・カウは1901年3月11日付、6月28日付で理事長官宛に書簡 (*ko, ft*) を送付し、大臣会議による審問の状況を伝え、職務停止が解

かれ、給与が支給されるよう仲介を求めた。ここでは、自分は「いくつもの地方の理事官のもとで、18年間通訳を務めてきた」、「1881年以來の、カンボジア保護国の古い官人」であり、「今までに誤りを犯したことはない」、そのことを記載した、「昔の上司からの証明書は全て所持している」などと、過去の勤務態度に配慮するよう求めている。大臣会議の7月8日付理事長官宛書簡 (*ko, ft*) によると、理事長官から7月4日付で大臣会議宛に書簡が送付され、大臣会議はこれに答えて、進捗状況と、慎重な捜査と法律に則った誠実な裁定のため、同様の訴えを受けた他の知事の事例でも時間がかかっていること、職務停止中の知事の給与は決着するまで支給されないこと、チューン・プレイ地方にはバラット1人、ヨークバット1人、ソピエ2人がおり、業務に支障はないことを説明した。

コムポン・チャーム理事官もまた、7月9日付理事長官宛書簡 (*fo*) で、「書類が手元がないので詳細は分からない」としながらも、イア・カウはコムポン・チャーム理事官府にとって「良き補佐」であり、チューン・プレイに着任後短期間のうちに、同地方に巣食っていた盗賊を排除した業績があると記した後に、「古いカンボジア法」では「あらゆる刑罰を〔金銭で〕購うことができる」とされており、「家のすぐ近くにいる権力者であるメー・スロックの仲介を受けて罪を購う習慣」がいまだ存在し、「とりわけ軽犯罪では、裁判に先んじて、和解のための調停が必ず行われる」と説明し、最後に、「1884～87年の反乱の時代」のイア・カウの貢献に配慮して、罷免を避けるよう求めている。事実20世紀初頭までのカンボジアでは、官人には定額の給与がなく、裁判に際して徴収される手数料や罰金の一部を自己の収入とすることが許されてきた (傘谷, 2017, pp.168-169)。

大臣会議は7月23日付第43回会議 (*ft*) で、理事長官から、審問に6か月もかかっているという指摘とともに、コムポン・チャーム理事官に現地での聞き取り調査を委託するか否かの問

い合わせがあったことを報告している。さらに8月3日付の第45回会議 (*fi*) では、イア・カウの勤務実績に配慮して、身上書に記載して譴責の上罰金を科し、チューン・プレイ知事に復職させるよう、理事長官から提案があった旨が報告されている。

コムポン・チャーム理事官は、前節で触れたように、8月上旬にスオスの件に関する証人3人に聞き取り調査を行い、結果を9月8日付 (*fo*) で理事長官に送付し、彼らの証言から「イア知事は銀棒2本 (ナエンと同じ) を受け取っていない」と結論でき、大臣会議が課した銀棒4本の罰金は「公正でない」ので、「先の判決を覆し、イア知事に銀棒4本を返却するよう」働きかけを求めた。

大臣会議は8月14日付書簡577番 (*ko, fi*) で、理事長官からの書簡2821番への返答として、スオスが宣誓の上で銀2ナエンを支払ったと証言していること、大臣会議は8月3日付で66\$の罰金を知事に命じ、知事はそれを納付し、大臣会議もまたこれを庫に納めてしまっているのので、この事件はすでに解決済みである旨を伝えた。一方イア・カウは9月10日付の理事長官宛書簡 (*ko*) で、8月分の給与44.34\$を受け取った旨を告げ、1月25日～8月2日までの職務停止期間中の給与が支払われるよう、調停を求めている。

以上のやり取りを見ると、理事官と理事長官は一貫して、イア・カウの有利になるよう大臣会議に働きかけている。とくに7月9日付のコムポン・チャーム理事官の書簡からは、官人への賄賂、すなわち身近な権力者に銀を贈って調停を依頼する習慣を撲滅するよりも、より凶悪な盗賊団などに対峙し、治安維持に手腕を発揮できる官人を現場に留めておく方が、地域を管轄するフランス人官吏にとってはるかに有益であると判断されていたことが分かる。

4. イア・カウの転任

4.1. 命令による配属

シソポンを含むバット・ダムバーン *Battambang* 地方は、1907年にシヤムからカンボジアに「返還」された。バット・ダムバーンの定期報告書には、返還後に地域の治安が極端に悪化したため、バット・ダムバーン弁務官代理が、国境に位置するシソポンの知事に能吏イア・カウを推した旨が記されている (INDO-RSC355)。さらにRSC-20317に含まれる文書から、以下のことが判明する。理事長官は1908年2月8日に、コムポン・チャーム理事官とバット・ダムバーン弁務官代理に宛てて、「チューン・プレイ知事イア・カウがシソポン知事に任命され、16日に乗船する」旨の電報 (*fo*) を送った。イア・カウ本人に対しては、内務大臣から (*fo*)、シソポン知事への任命と、次の船便すなわち2月16日の便を使って着任すること、荷物は後から送ることが伝えられた。

当時のコムポン・チャーム理事官ボードワン *Baudoin* は、2月15日付の理事長官宛書簡 (*fo*) で、このときの状況を次のように記している。「突然の出発命令」であったため、「行政上および個人的な事柄を清算するための猶予が6日間しかない」こと、さらに「サーラー・カエトがあるブン・チュルオイ *Beng Chroui* 村の孤立性」と、「知事には行政府から家具を与えられないので、急な転居のためにごく短期間で動産や荷物を整理しなければならなくなった」ことを考えると、「彼にとって災厄であるのは誰が見ても自明」である上に、「知事の妻は2か月後に出産をひかえており」、知事自身も「私が課した任務による過労」のため、「不安定な健康状態」にあり、「慢性の腸の病気」と「失明の危険」を抱えていたが、「彼が懇願した10日間の出発延期は断られ」、「失意の期間」を乗り越えた後に、新たな任地に旅立っていった。

バット・ダムバーンの1908年2月報には、新シソポン知事が2月18日に到着し、バット・ダムバーンの役所で同僚とともに数日間勤務

し、新たな任務に習熟した後、任地入りする旨が記されている。その後はほぼ毎月、シソポン地方の盗賊団に対する知事の活躍が報告されており、とくに同年8月報は、「フランスの古参の下僕 *serviteur*」であるイア・カウの精力的な働きを名指しで評価している。さらに1911年5月報には、「知的で活動的な」シソポン知事イア・カウが、「ヨーロッパ人官吏の介入なしに重要な職務を完遂し」、1908年以降、同地が驚異的に変容したことが記されている。1912年2月報にも、「昨年」、150頭以上の牛や水牛が盗賊団によってシヤム方面に連れ去られることを阻止できたのは、ひとえに知事の功績であると記されている (INDO-RSC355)。

1913年7月31日付のトボーン・クモム知事任命もまた、彼の手腕に期待した人事であった。着任の少し前、コムボン・チャーム理事官府の同年第1四半期報には、トボーン・クモム地方ではいまだ服従していない少数民族が人口の大部分を占め、「常に難しい」地方であるが、「いつまでも普通法の外に放置されたままにしておくことはできない」ので、「精力的で牽引力があり、威厳のある人物が地方の頭に据えられたならば、いかほどに有用であろうか」とある (INDO-RSC369)。

4.2. イア・カウ自身の異動希望

イア・カウは、チューン・プレイ知事であった1902年に、コムボン・シエム知事のポストが空いたので就任したいという書簡 (*ko*) を、コムボン・チャーム理事官宛に送っている。その次はトボーン・クモム知事であった1914年10月8日付で、内務大臣とコムボン・チャーム理事官宛に出した異動願いの書簡2通 (*ko*, *fi*) が残っている。そこで彼は、「私が行政府に勤めて今日までに33年が経過した」、「上位の行政府が命ずるままに次々と地方を転任し、苦労を重ねてきた」、「現在では私も歳老い、力や思考能力は以前より衰えてしまった」、「私の身上書には、通訳から知事まで、官人として勤め

てきたあらゆる場所が記されている」、「真の棲み家をいまだ持たず」、「子供も7人と多い」などと記し、「古参の官人である私を憐れみ、オクニャー・ティパデイ・セナー *Thipadei Séna* (高官の1つ) の地位を与えるよう理事長官にお願いしていただきたい」と懇願している。この2回の申し出は、いずれもかなえられなかった。

4.3. 失明から退職へ

退職までの10年以上、イア・カウは視力の衰えに悩まされていた。確認できる最初は、本章1節で挙げた、1908年2月15日付のコムボン・チャーム理事官から理事長官宛の書簡である。その10年後、1918年5月14日付 (*fo*) で、「眼鏡を選ぶためプノム・ペンに行く」という理由で48時間の休暇が与えられた後、18日付で、コムボン・チャーム理事官から理事長官に宛てて (*fo*)、イア・カウがプノム・ペンの病院に送られた旨が連絡されている。同年9月16日には、イア・カウからコムボン・チャーム理事官宛 (*ko*, *fi*) に、休暇を求める書簡が送られた。そこでは、「私はフランス保護国行政府に奉職してから今日までの37年間、休息のための休暇を請求したことはない」、「その間の名声も悪評も、身上書に書かれている通りである」、「今日私は体調の不良を感じ、力がなく、目もかすんで文字も昔のようにはっきりとは見えない」、「ここに至って私は、休息なしで我慢して、職務を続けることはできないと悟った」と、自身の体調を説明した上で、コムボン・チャームの医療事業担当医師による診断書を添付して、29日間の休暇を求めている。末尾には、「私が休暇を取る29日間は、私の地方内のあらゆる業務はバラットに委ね、法律に則って裁可させる」、「何か重要な案件があれば、私も適宜支援し、遅滞のないようにする」と、休暇中の手配が記されている。9月28日付の理事長官令 (*fo*) により、10月1日から29日間の休暇が認められたが、10月18日付のコムボン・チャーム理

事官から理事長官宛の書簡 (fo) には、「理事官の要請」によって、イア・カウが15日から職務に復帰し、代替として、11月25日から15日間の休暇を求めているとある。理事長官は21日付 (fo) でこれを承認した。

翌1919年5月31日にも再度、コムポン・チャーム理事官から理事長官に宛てて (fo)、医師の判断にもとづき、イア・カウが目の治療のためにプノム・ペン病院に送られた旨が連絡されている。その後、7月31日付の王令により、プノム・ペンの内務省での勤務を命じられると、イア・カウは8月23日付でコムポン・チャーム理事官宛に書簡を送り (fo)、コムポン・チャームの医師による目の治療を継続したいという理由で、コムポン・チャームに留まれるよう配慮を求めた。理事長官は9月7日付のコムポン・チャーム理事官宛ての書簡 (fo) で、イア・カウが退職年の末までコムポン・チャームに留まることを許可した。同年12月15日にも、イア・カウはコムポン・チャーム理事官宛に嘆願書 (ko, ft) を送付している。そこには「1919年4月から、文字を読むことも人を見分けることもできなくなった」、「治療のための休暇を求め、1919年12月までの給与が満額支給された」、「今もまだコムポン・チャームの医師から投薬を受けている」、「私の家族8人を養うために、1920年の1年間、私の給与が維持されるようお願いする」、「それが認められないならば、1920年1月から6か月間の休暇を求め」、「身上書の私の勤務記録を勘案してほしい」と記されている。コムポン・チャーム理事官はこれに「非常に好意的な見解」をつけ、「彼を1年間現職に留めることは、私には少しばかり行き過ぎに見える」が、「退職の決定は1920年7月以降にしてほしい」という書簡 (fo) を添えて、17日付で理事長官に伝達した。これに対し理事長官は30日付 (fo) で、次の1月か2月に退職させるべきであると返信した。第2章に記したように、イア・カウは同年4月9日付総督令によって定年退職している。

5. イア・カウの息子サム・オク

5.1. サム・オクの職歴

RSC-20317の身上書でイア・カウの家族を見てもみると、41歳時点で既婚、妻はニエン・イエム *Yem*、子どもは男児が4人、息子2人と養子2人となっている。53歳時点(1912年)で男児4人に加えて女児2人となり、55歳時点(1914年)で妻の名がニエン・スオン *Soun* に変わり、男児が5人に増えている。さらに57歳時点(1916年)で男児5人と女児3人と子供の数が増加し、59歳(1918年)までそのままである。

RSC-20417所収のサム・オクの身上書などによると、彼は1894年か1895年の7月5日に¹⁴⁾、プノム・ペンで誕生した。父親はイア・カウ、母親はスオンである。妻はピン・トン *Pin Tonn*、子どもはなかった。王宮あるいは高官との関係は「なし」である。学歴はプノム・ペンの最高学府コレージュ・ド・シーソヴァット *Collège de Sisowath* と、1912年10月1日から1913年7月31日までフランスのサリ・ド・ベアル上級初等学校 *École Primaire Supérieure Salies-de Béarn* となっている。

彼は1917年8月27日から非常勤の書記として、理事長官府で勤務を開始した。1918年10月15日にクサチ・カンダール *Khsach Kandal* 地方のクロムカー *Kromokar* (中級官人) 見習いに任じられ、1920年3月2日にコムポン・シエムに転勤し、1923年10月18日にバラットとなった。いずれも王令による任命で、クサチ・カンダール勤務のときにルオン・ヴィセース・セーナー *Vises Sena*、コムポン・シエム勤務のときにルオン・ペアッカデイ・モントレイ *Phéakhdey Montrey* のタイトルを与えられている。身上書の評価欄には、「優れた官吏の息子、父親の足跡をたどるべく努力している」、「非常に知的で誠実かつ勤勉、非常に上手なフランス語を話す。自分の仕事に精通しており、元知事イア・カウの息子に相応しい」などとあり、銅メダルと金メダルを授与されている。

5.2. 父と祖父の介入

また RSC-20417 には、父イア・カウがサム・オクの任用を求めた① 1918 年 5 月 7 日付の理事長官宛書簡 (*fo*)、彼の昇進を求めた③ 1920 年 8 月 11 日付理事長官宛書簡 (*fo*)、④ 1922 年 5 月 27 日付総督宛書簡 (*fo*)¹⁵⁾、祖父オクニャー・ナリン・ニエヨック・マウ Norin Néayok Mau が彼の昇進を求めた② 1919 年 6 月 5 日付書簡 (*ko, ft*) が含まれている。いずれも受け取り人はボードワンである。

これらのやり取りからは、父から息子への地方官職の継承や、カンボジア人官人とフランス人植民地官吏との個人的な紐帯の存在、そして当時フランス植民地行政府の主導で整備されつつあった官吏任用規定を、イア・カウら「古参の官人」がどのように受け止めていたか、フランス人官吏が彼らの要請にどう対処したかが明らかになる。

イア・カウとマウが、子、孫の採用や昇進を求める理由としているのは、次の 3 点である。第 1 はその時点での経済的な必要である。司法官を扱った研究によると、1922 年 10 月 3 日総督令の時点で、中下級以下の職員は、家族を養うに足る待遇を与えられていなかった（傘谷，2017, p.181）。行政官も同様の状況にあっただろう。書簡①②では、サム・オクが、自分の給与では「妻子を養うに足りない」と言って頻繁に生活費の援助を求め、「フランス留学中に身につけた悪習のため」、「ほかの書記官・官人たちと同じような生活をするのは難しい」と不満を述べていると書かれている。

第 2 は将来的な家計財源の維持である。イア・カウが在職中であった書簡①では、すでに年老いているイア・カウの死後も、サム・オクが職を得て安楽に生活し、弟妹を養っていけるようになることを期待している。退職して 2 年が経過した書簡④では、サム・オクの給与が彼自身の家庭を維持するにも不足することに加えて、イア・カウの目の病気のために大きな支出がたびたびあり、まだ幼い子どもたちが大勢いるた

め、蓄えを切り崩す一方の現状が不安だと訴えている。

第 3 は子どもや孫が、自分と同じ道をたどる姿を見たいという願望である。書簡①では、「私の息子の 1 人が私自身が務めてきた役職に就くところを見たい」と表現されている。書簡②もまた、サム・オクが「将来は保護国行政府官吏の規範となるべき人間であり、私自身の目で、孫が行政府に参加する姿を見たいと思っている」と記す。書簡④では、「息子は老いた哀れな父親を常に手本としている」、「私は息子が特級クロムカーに任じられるところを見ないで生きてはいけない。この世に別れを告げる前に、彼が官吏として十分な地位まで昇進し、相応の境遇を手に入れるのを見ることができれば大変に幸せである」と記している。

さらにこれらの書簡中では、彼らとボードワンとの個人的な紐帯が強調されている。書簡③では、冒頭に「盲目でなければ自分から会いに行くべきところ」と謝意を述べ、自分が 1905～06 年に使節団の一員としてフランスに滞在した際、「あなたが駅まで来てくださり、私を食事に誘ってくださったことは、帰国してからも忘れたことはない」という個人的な交際の思い出を語り、「プノム・ペンにくだる機会があれば、必ずご挨拶に参上する」と結んでいる。書簡④には、「私は非常に忠実かつ献身的、勤勉で、あなたの行政府やあなた個人から極めて高く評価された下僕であり、あなたがイア・カウの名前を忘れはしないことが分かっている」といった文言が現れる。

イア・カウとマウにとってボードワンは、カンボジア王国や仏領インドシナの実質上の最高権力者であり、規定を作り出す権限を持つがゆえに、規定から逸脱する権限も合わせ持つ存在であった。そして自分たちは、彼との個人的な紐帯によって、特権に与ることが期待できる立場にあった。書簡①では、自分の要請が「新規約（1917 年 11 月 14 日付王令 14 条）¹⁶⁾」に違反していることは承知しているが、息子はフラ

ンスの気候に適応できず、健康を損なって途中で帰国したため、修了証書を所持しておらず、規定に従うならば、カンボジア行政学校の授業を何年も受けた後、スミエン（書記官）職からキャリアを開始することになり、それでは「行政に参加するのははるか先のこととなり、私が常に監督することができなくなってしまう」ので、「老いた下僕」のために特例を期待すると記す。書簡②もまた、「王令に違反することは理解している」が、「王令は人間によって、すなわちお偉い方の威徳や権力、威光によって生み出されたものである」ので、ボードワンがそうしようと思えば、マウの希望をかなえることができるはずだという。この後には、「私が国中の人々に嘲笑されるままにしておきたくないなら、お偉い方が権力を行使し、私の希望をかなえるべきである。なぜなら国中の人々は、行政府に恩のある私が、勲章のほかに何によって報われるのか見きわめようと、目を開いて待ち構えているのであるから」という文章が続く。書簡④には、「あなたはいまや仏領インドシナの主であり、何ら気がねすることなく、私の希望を満たすことができる」という文言が現れる。

コムボン・チャーム理事官は、1918年5月7日付（fo）で、「この役人による偉大なる奉仕と熱意、献身にかんがみ、可能な限り好意を持って遇する」ことを依頼する文言を付して、書簡①を理事長官宛に送付した。ボードワンは6月11日付のイア・カウ宛書簡（fo）で、保護国政府と王国政府の合意により、「保護国の古参の下僕の息子」であっても特例が禁じられていること、特例を認めることで不都合な前例を作り出す懸念があることを理由に、自身の権限でサム・オクを採用することを断った一方で、次の補充官吏採用試験の受験を勧め、「彼は合格するに違いない」、「一度カンボジア行政府の正規の職に就くことを許されれば、彼の知的長所ゆえに、すぐに上級の職を得るであろう」と記している。同年10月10日の第326回大臣会議（ft）によると、サム・オクは16名中15番で採用試

験に合格し、クロムカー見習いに任命され、クサチ・カンダールに配属された。

さらに理事長官府が1922年6月27日付で書簡④を総督府宛に転送した際の書簡（fo）には、「父親の奉仕を特別に配慮して」、1921年にサム・オクが最低勤続年数で4級クロムカーから3級クロムカーに昇進させられたばかりであること、「父親の肩書」だけでは、1度に6階級を飛び越して特級クロムカー長にし、給与を600 \$ から 1,380 \$ にするような昇進はさせられないことが記されている。この文言は、限度はあるにせよ、「古参の官人」としての父親の立場が、息子の昇進に有利に働いていたことを明示している。おそらくフランス人植民地官吏にとっても、縁故のある現地人官人の子弟は、能力や忠誠をある程度保証された、有用な人材源であったのではなかろうか。

5.3. サム・オクの異動願い

さらに RSC-20417 からは、サム・オクが父親の看護を理由に異動願いや休暇願いを提出し、希望通りに認められていることが判明する。最初は1920年1月27日付（ko, ft）で、クサチ・カンダール知事宛に、父親の目が見えなくなり、極めて困難な状況にあるが、自分以外に責任をもって世話をし、医師を手配できる子どもがないので、官人として勤めながら父親の介護ができるよう、コムボン・シエムのバラット・ヨン Yong と交代させて欲しいと願い出た。クサチ・カンダール知事は翌28日付でコムボン・チャーム理事官宛に書簡（ko, ft）を送り、父親であるイア・カウの功績と、サム・オクがあらゆる分野の行政職を容易にこなす知的な人材であることにかんがみ、彼の要望が受け入れられるよう求めている。サム・オク自身も再度、2月2日付で理事長官に対し、コムボン・シエムへの異動を懇願する書簡（fo）を送った。

交代を名指しされたバラット・ヨンは、2月7日付でコムボン・シエム知事に書簡（ko, ft）を送り、プレイ・ヴェーン地方のカン Kand（地

区)・カムチャーイ・ミエ *Komchéai Méa* のバラット・マウ *Mao* が自分との交代を求めているため、同地への異動を希望すると伝えた。ヨンの希望は 10 日付 (*ko, ft*) でコムボン・チャーム理事官に伝達され、知事の側にはサム・オクの希望を受け入れることに支障はないが、ヨンの希望もかなえてやって欲しいという要望が付記されている。理事長官府からは 2 月 6 日付 (*fo*) で、サム・オクが「非常に若く、コムボン・シエムのようなかなり重要な地方にはまだ少し経験が足りない」ので、理事官に意見を求めるべきだという見解が出されている。理事官からは 12 日付 (*fo*) で、コムボン・シエム知事と同意見である旨の返答がなされた。

大臣会議 (*f*) は、マウがプレイ・ヴェーン理事官の希望でスポン *Spong* に異動していたため、バラットへの昇進を希望しているピエレアン *Péarang* のソピエ・ポー *Po* をクサチ・カンダールに異動させ、ポーの代わりには、何度も病気になって異動を希望しているストウン・トランのソピエ・サン *San* をあてること、サンの交代要員は 2 月 20 日のクロムカーおよびチャウ・クロム *Chau Krom* 見習い採用試験に合格した候補者のなかから選抜するとした上で、サム・オクとヨンを希望通り異動させることを裁可した。

その後サム・オクは、12 月 7 日付の書簡 (*fo*) で、父親の看護をし、弟妹を監督して学校に行かせる責務があるため、コムボン・シエムから異動して両親と引き離されることがないように求めている。翌 1921 年 3 月 10 日には、サム・オクからコムボン・シエム知事に宛てて (*ko, ft*)、父親のイア・カウが目の治療のためにサイゴンに行くことを希望しており、それに同行するためとして 15 日間の休暇申請があり、18 日付の理事長官令 (*fo*) で、15 日間の休暇が給与満額支給で許可されている。

5.4. スミエン・カエムとの諍い

サム・オクはコムボン・シエムで勤務してい

た 1921 年 3 月初旬に、部下のスミエン・カエム *Kém* と諍いを起こしている。RSC-20417 所収のサム・オクによる 3 月 3 日付のコムボン・シエム知事宛 (*ko*)、4 日付のコムボン・チャーム理事官宛書簡 (*fo*) には、以下のようにサーラー・カエトでの勤務の様子が描写されている。2 月 28 日にサム・オクがカエムに月報の書写を命じたところ、カエムは 3 月 1 日に半休を申請したいからと言って断った。サム・オクは不快に感じたが、何も言わなかった。2 日の午後 3 時半か 4 時頃、カエムがピエム・チ・カン *Péamchikang* のメー・クム *Mé Khum* (村長) から、村内に天然痘が発生した旨を報告した 3 月 2 日付書簡 11 番を持ってきて、無言でサム・オクの事務机に投げつけた。サム・オクが無礼な態度を咎め、説明を求めたところ、カエムは怒ったような侮蔑的な態度で、「知事が持つて行くように言った」と繰り返し、命令するようなしぐさをした。サム・オクは「カンボジア人であるのだから、十分に言葉の意味は理解できる。何度も繰り返す必要も、怒ったような口調で話す必要もない」と言い、自身はサーラー・カエトの人員の給与明細の作成で手いっぱいなので、必要な手続きをして理事官府に転送するよう命じた。しかしカエムは再度、「知事は私に持つて行けと言った」と叫んだ。そこでサム・オクは、「あまり思い上がった態度はとらないように」、「お前はスミエンなのだから、〔上司である〕私が仕事を命じることもある」、「無礼な態度を改め、叫ぶのをやめ、平穏に仕事をさせてくれ」と言い、命令に従うよう諭した。しかしカエムは臨時雇いのスミエン・イム *Im* の卓の横、すなわちサム・オクの事務机の脇に立ち、「取るに足りない人間に使われるのは耐えられない」と言った。そこでサム・オクが、「知事の許可を得て屋外に出、証人の前で決闘しよう」、「それがフランスの文明化した人々に認められたやり方なのだから」と言うと、カエムは「それは人間のやり方ではない、動物のためのやり方だ」と返し、サム・オクが黙っていると、

皮肉を言い続けた。件の書簡は3日午後の時点でスミエン・ギン *Ngin* の卓上に置かれていたため、緊急性にかんがみて、サム・オク自身が処理し、4日に理事官府に転送した。カエムは給与の受け渡しのときにも無礼な振る舞いをしたが、その場にはスミエンのヌー *Sou* とギン、1級衛兵のチュー *Chou* がいて、一部始終を目撃していた。以上の経緯からサム・オクは、カエムとともに働くのは「精神的に不可能」であるので、どちらかをコムボン・チャームから異動させて欲しいと要求した。またサム・オクは、カエムはシットー・カンダール *Sithor Kândal* 地方の故バラット・モック *Mok* の弟子であったが、同僚を中傷しがちで、サムラオン・トン地方では知事サン *San* とサーラー・カエトのなかで公然と争い、コムボン・シエムに転勤した経緯があるとも記している。

コムボン・シエム知事は3月4日付のコムボン・チャーム理事官宛書簡 (*ko*) で、カエムを呼んで謝罪させ、サム・オクにも彼を許すよう諭したが、サム・オクはひどく怒っていて譲らないと状況を説明し、理事官にカエムを叱責するよう要請すると同時に、カエムは他のスミエンよりも優秀なので、異動はさせないでほしいと記している。現時点では、その後のカエムの処遇は不明である。

この書簡から、サム・オクの下には少なくとも4人のスミエンがおり、彼らはカンボジア人で、カンボジア語で会話していたことが判明する。月報や村落からの報告書を理事官府に伝達し、理事官府からの指示を村々に伝達するためには、カンボジア語とフランス語を相互に翻訳する能力が必要となる。ベトナム人がフランス語能力を利して理事官府に勤務することは可能であったが、カンボジア語を要するカエト以下の地方官を務めることは、極めて困難であったと思われる。

5.5. サム・オクの死

1924年7月3日付コムボン・チャーム理事

官から理事長官宛書簡498番 (*fo*) によると、サム・オクは6月25日夜22時頃、チ・ハエ *Chihé* の上流、メコン河とトンレー・トーチ *Tonlé-Tauch* 河の分流点付近で発生した、小型特殊汽艇タウ・レーン *Tau-Leng* 号 (チローン *Chhlong* のカンボジア人木材商ヌウ *Nou* の所有) と、汽艇ペトレル *Petrel* 号 (コーチシナ河川郵船所属) の衝突事件で死亡した。彼はこの事故で唯一の犠牲者であり、タウ・レーン号から落下して行方不明になった。2隻は1時間近く現場にとどまって捜索したが、彼を見つけることはできなかった。彼の遺体は27日午後にチ・ハエの近くで発見され、その日の夕方にコムボン・チャームに移動され、医師による確認の後、家族のもとに戻された。28日正午にいとなまれた葬儀には、コムボン・チャーム理事官と副官、さらに何人かのヨーロッパ人、書記と民兵の代表者1名、官吏の大半、コムボン・チャームおよび周辺の名士が参列した。

6. 結論

イア・カウおよびサム・オク関連文書の分析から、村落社会とフランス植民地行政府のあいだを仲介していたのは、王令によって任命され、伝統的なタイトルを付与されたカンボジア人官人たちであり、彼らはカンボジア語で書類を作成し、必要に応じてフランス語訳が作成されていたこと、地方役場のなかの会話は主にカンボジア語で交わされていたことが判明した。すなわちフランスの植民地支配は、カンボジア王国の伝統的な統治機構に寄生するかたちで機能していた。

イア・カウの在任中に、官人の任免や報酬のありかたは、明文化された採用・昇進・処罰等の規定を持ち、階級に応じて定額の給与を支給される、近代的な公務員制度へと改革され、手数料や罰金などを取り分とする従来の慣習は、「収賄」として処罰の対象に変わっていった。昇進は名誉だけではなく、実質的な給与の増額を意味し、フランス人植民地官吏の評価によっ

て左右されたので、官人たちは彼らの恩顧を得るべく行動し、彼らと個人的な紐帯を結ぶようになっていった。現地の住民や下級官人が、知事の過重な要求を阻止したり、知事個人を排除したりするための手段として、理事官や理事長官宛に訴状を送付することもあったが、フランス人植民地官吏もまた、自らの職務遂行に有用な「能吏」を優遇する傾向にあり、このような訴えが成功するとは限らなかった。

イア・カウは、自身の社会的・経済的地位を子どもにも継承させようとした。子どもたちの世代になると、試験にもとづく任用制度が導入され、学校教育の修了が必須条件となっていた。彼は息子サム・オクをカンボジア王国の公教育制度の頂点に置かれたシーソヴァット校で学ばせ、さらにフランスに留学させた。なお本論中で触れることができなかつたが、イア・カウはフランス人植民地官吏の恩顧を得るための手段の1つとしても、教育に積極的な姿勢を示し、チューン・プレイ知事であった1908年1月6日に、コムポン・チャム理事官府管轄下で最初の地方学校を開校し、トボーン・クモムでも1917年に学校を創設している（北川, 2004, p.68-71）。こうして獲得したフランス人植民地高官との個人的な紐帯は、自身の子どもの任官・昇進のためにも利用された。優秀な現地人人員の確保に常に苦慮していた植民地行政政府にとっても、父親からの実務指導が期待でき、一定の能力と忠誠が保証された官人の子弟は、人材として期待されたのであろう。サム・オクは明らかに自身の能力を超えて、最大限の優遇を受けていた。

註

- 1) 年齢、出身地、家族の状況、職歴、勤務評価、賞罰等が記載され、半期に1度作成されている。
- 2) 1917年12月時点で年棒2,100\$。
- 3) 693\$の退職年金を四半期ごとに分割して支給。

- 4) 5月9日付でポーサット知事がポーサット理事官宛に、イア・カウが知事の妻ニエン・ロット *Rot* から借りた銀200\$を返済しないと訴えた。
- 5) 1月17日付で同地方タン・スレイ *Tang Srey* 村在住のムン・ペアッカデイ・アンチット・クレアン *Moeun Phéakdey Anchit Kléang* が、大臣会議宛に、彼の赤い牡馬を奪って銀49\$で売却したとして、チューン・プレイ知事以下6名を訴えた。
- 6) 知事による暴行が原因で、5月3日午後2時に囚人のトゥー *Toer* が死亡したと訴えられた。
- 7) 1月22日付でクム・スオン *Suong* とクム・カンダオル・チロム *Kandol Chrom* の住民、9月20日付でプーム・チャムプー *Champou* 在住のチャウ・アン *An* が、いずれも理事長官宛に、知事が罪人から銀や牛・水牛を収賄していると訴えた。
- 8) 10件の事件で、銀31ナエンと12\$、さらに荷車1台を収賄したとする。
- 9) 11件の事件で、銀20ナエンと50\$、さらに牡馬1頭を収賄したとする。
- 10) 名前の上下に5つ付された米粒大の楕円形。
- 11) 訴状によると、子年(1900年)第9月に、ソー・サエン *So Sên* 村のチャウ・プロム *Prum* とニエン・ロット *Rot* のクニョム *Khñom* (フランス語訳では下僕 *serviteur*) であるチャウ・マウ *Mau* がメー・スロック・ロスの妻を侮辱し、知事は銀13\$を支払うようマウに言えとロスに命じた。
- 12) 一般的な男性の名前の前に付される語。
- 13) 従属民や罪人など、チャウよりも下級の男性の名前に付される語。
- 14) 1918年10月24日発行の「犯罪記録抜粋」では1894年7月5日にプノム・ペンで出生、24歳時点の「経歴書」には1895年7月生まれとある。
- 15) イア・カウはこの書簡で、もう1人の息子、サイ・アン *Sai-Ân* を、「フランスの偉大で

素晴らしい文明を見せたい」ので、1922年のマルセイユ万博に派遣する使節団に加えるよう要請した。

- 16) 知事見習い採用試験の受験者の条件が、1～4級クロムカーおよびチャウ・クロム、勤続年数10年以上の現地人官吏および書記通訳官、インドシナ高等法政学校の卒業生に限定された。

引用文献

カンボジア国立公文書館所蔵資料

RSC-20317. (1900-20). *Dossier personnel de M. Ea Khau, gouverneur de Choeung Prey, Thbong Khmum, Kompong Siem.*

RSC-20417. (1918-25). *Dossier personnel de M. Sam Ok Ea Khau, Kromokar de Khsach Kandal, Kompong Siem, Balat Srok de Kompong Cham.*

フランス国立海外公文書センター所蔵資料

INDO-RSC-00355. (1907-16). *Rapports périodiques, économiques et politiques de la résidence de Battambang.*

INDO-RSC-00369. (1912-18). *Rapports périodiques, économiques et politiques de la résidence de Kompong-Cham.*

Chandler, David. (2008). *A History of Cambodia*. 4th ed. Boulder: Westview Press.

傘谷祐之 (2017). 「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」『法政論集』第272号, 165-184頁, 名古屋大学.

北川香子 (2004). 「コムポン・チャーム理事管区における公教育制度の導入—理事官府定期報告書より」『東南アジア—歴史と文化—』第33号, 59-80頁, 東南アジア学会.

北川香子 (2016). 「カンボジア人書記通訳官リー・サム」『南方文化』第42輯, 49-107頁, 天理南方文化研究会.